

原子力災害（原発事故）における計画的避難区域内の家屋に代わる不動産を新たに取得された方へ

不動産取得税に係る減免についてのお知らせ

原発事故により設定された計画的避難区域内に所有する家屋に代わるもの（以下「代替家屋等」といいます。）を新たに取得された場合、一定の要件を満たしていれば、不動産取得税について減免が適用されます。

◆ 減免の対象となる方

原発事故により設定された計画的避難区域内にある家屋及びその敷地の所有者

※ 相続人、所有者と同居する3親等内の親族、法人の場合は合併法人等も対象となります。

◆ 減免の対象となる不動産の種類

原発事故により設定された計画的避難区域内にある家屋及びその敷地の代わりに新たに取得した家屋及びその敷地

◆ 減免を受けるための要件（①～④の全てに該当していることが必要です）

- ① 計画的避難区域設定指示が行われた日において計画的避難区域内に家屋を所有していること
- ② 代替家屋等の用途については、以前のもと同じであること
- ③ 代替土地については代替家屋の敷地であること
- ④ 代替家屋等については、計画的避難区域の設定の指示が解除されて3ヵ月以内（代替家屋が新築の場合は1年以内）の取得であること

◆ 減免される金額の算定方法

① 家屋 $カ9条の7カ1項$

$$\text{代替家屋の固定資産評価額} \times \frac{\text{計画的避難区域内にある家屋の床面積}}{\text{代替家屋の床面積}} \times \text{税率}$$

② 土地 $カ9条の7カ2項$

$$\text{代替土地の固定資産評価額} \times \frac{\text{計画的避難区域内にある家屋の敷地面積}}{\text{代替家屋の敷地面積}} \times \text{税率}$$

◆ 提出書類

- ① 不動産の取得に関する申告書
- ② 計画的避難区域内にある家屋及びその敷地に関する事項を記載した書類（登記事項証明書等）
- ③ 代替取得した家屋及びその敷地に関する事項を記載した書類（登記事項証明書等）
- ④ 相続人や同居の三親等内の親族の方が取得された場合は、計画的避難区域内にある不動産の所有者との関係がわかる書類（戸籍、住民票等）

減免申請書

☆ 詳しくは、もよりの地方振興局県税部にお尋ねください。（裏面参照）